

青森労働局発表  
平成28年12月13日

【照会先】

職業安定部 職業対策課  
課長 田名部 泰夫  
障害者雇用担当官 森 恭二  
TEL 017(721)2003  
FAX 017(773)5372

## 青森県内の民間企業における障害者の実雇用率は1.98%

### ～障害者雇用者数は、13年連続で過去最高を更新～

(平成28年6月1日現在の障害者の雇用状況について)

障害者の雇用の促進等に関する法律では、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主等から、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告を求めています。

青森労働局では、このほど、平成28年6月1日現在の同報告に係る管内の状況を集計し、その結果を別添のとおりとりまとめたので公表します。

【集計結果の主なポイント】

<一般の民間企業（法定雇用率2.0%、50人規模以上）>（872企業対象）

- 全体の実雇用率は1.98%（対前年比で0.09ポイント上昇）となっている。
- 法定雇用率を達成している企業は473企業で、達成割合は54.2%（対前年比で2.7ポイント上昇）となっている。
- 企業規模別では、100人～200人未満、200人～300人未満及び、1,000人以上規模の企業で全体の実雇用率を上回っているが、50人～100人未満、300～500人未満及び、500人～1,000人未満規模の企業で全体の実雇用率を下回っている。
- 産業別では、製造業、運輸・郵便業、生活関連サービス・娯楽業、医療・福祉で全体の実雇用率を上回っているが、農・林・漁業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊・飲食サービス業、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業等で実雇用率を下回っている。

<公的機関> (62機関対象)

- 法定雇用率2.3%が適用される県、市町村等の機関 (61機関)
  - ・ 全体の実雇用率は2.09%となっている。
  - ・ 雇用率未達成の公的機関は、24機関であり、全体に占める未達成機関の割合は39.3%となっている。このうち、1人不足機関は9機関であり、未達成機関全体の37.5%を占めている。
  - ・ 県機関では、病院局が未達成となっている。
  - ・ 市町村の首長部局では、39機関のうち16機関 (うち1人不足6機関) が未達成となっている。
  - ・ 市教育委員会では、8機関のうち、7機関が達成している。
- 法定雇用率2.2%が適用される県教育委員会 (1機関)
  - ・ 実雇用率は1.85%と前年より0.02ポイント低下し、法定雇用率未達成となっている。

<特殊法人等 (43.5人規模以上) > (4法人対象)

- 2法人が未達成となっている。

このような状況を踏まえ、青森労働局としては、

- ・ 公的機関は民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから未達成の機関に対し、労働局長等から機関のトップに対して呼び出し等による指導を徹底する。
- ・ 民間企業については、その取組状況に応じた雇用率達成指導を厳正に実施する。

【結果の概要】

**1 民間における雇用状況**

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率

一般の民間企業 (50人規模以上：法定雇用率2.0%) に雇用されている障害者の数は2,889.0人で、前年より、152.5人 (5.6%) 増加し、過去最高となった。

雇用者のうち、身体障害者は1,944.5人 (対前年比4.7%増)、知的障害者は733.5人 (同3.8%増)、精神障害者は211.0人 (同22.7%増) と、いずれも前年より増加しており、特に精神障害者が大きく増加した。

一般の民間企業の実雇用率は1.98% (前年1.89%) で、法定雇用率達

成企業の割合は54.2%（前年51.5%）であった。

〈まとめP2 第1表、総括表P12〉

### ○ 企業規模別の状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50人～100人未満規模企業、100人～200人未満規模企業、300人～500人未満規模企業、500人～1,000人未満規模企業、1,000人以上規模企業で前年より増加した。

また、法定雇用率達成企業割合では、100人～200人未満規模企業、200人～300人未満規模企業及び500人～1,000人未満規模企業、1,000人以上規模企業で50%以上となった。

〈まとめP4 第3表、総括表P13〉

### ○ 産業別の状況

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「情報通信業」、「金融・保険業」、「学術研究・専門・技術サービス業」「生活関連サービス・娯楽業」以外の全ての業種で、前年以上となった。

産業別の雇用率では、「製造業」（2.20%）、「運輸・郵便業」（2.12%）、「生活関連サービス・娯楽業」（3.31%）、「医療・福祉」（2.19%）の4業種は法定雇用率を上回っている。

〈まとめP6 第5表〉

### ○ 法定雇用率未達成企業の状況

法定雇用率未達成企業（399企業）のうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が75.2%（300企業）を占めている。

また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、法定雇用率未達成企業の66.4%（265企業）となっている。

〈総括表P14〉

## 2 県、市町村等における在職状況

### (1) 県の機関

県の機関（法定雇用率2.3%）に在職している障害者の数は112.5人であり、実雇用率は2.35%と前年に比べ0.1ポイント増加している。（県の機関は3機関中2機関で達成）

〈まとめP9 第9表、総括表P10、P15、P16〉

## (2) 市町村等の機関

市町村等の機関（法定雇用率2.3%）に在職している障害者の数は293.0人であり、実雇用率は2.01%と前年に比べ0.01ポイント上昇している。

（市町村等の機関は58機関中35機関で達成）

〈まとめP9 第9表、総括表P10、P18、P19、P20〉

## (3) 県の教育委員会

2.2%の法定雇用率が適用される県の教育委員会（1機関）に在職している障害者の数は174.5人であり、実雇用率は1.85%と前年に比べ0.02ポイント下降、不足数は前年より6.0人増加し、32.5人となっている。

〈まとめP8 第8表、まとめP9 第9表、総括表P10、P17〉

## 3 特殊法人等における雇用状況

独立行政法人（法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は51.0人であり、実雇用率は2.31%と前年に比べ0.12ポイント上昇している。  
（4機関中2機関で達成）

〈まとめP7 第7表、総括表P11、P21〉

**平成28年度**

**障害者雇用状況報告のまとめ**

**—平成28年6月1日現在—**

平成28年12月13日

青森労働局職業安定部

## I. はじめに

障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国及び地方公共団体は、次に掲げる一定の割合（以下「法定雇用率」という。）以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされ、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、厚生労働大臣に報告しなければならないこととされています。

厚生労働省では、今般、平成28年6月1日現在における同報告を集計し、結果をとりまとめました。青森県における障害者の雇用状況等の結果の概要は、次頁以降のとおりです。

※ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用の義務の対象となる障害者は身体障害者及び知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率の算定対象にすることができる）。

- 民間企業
  - ・ 一般の民間企業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.0%  
（対象企業：50人以上規模の企業）
  - ・ 特殊法人等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.3%  
（対象法人：43.5人以上規模の特殊法人、独立行政法人、国立大学法人等）
- 国、地方公共団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.3%  
（対象機関：職員数43.5人以上規模の機関）
- 都道府県等の教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2.2%  
（対象機関：職員数45.5人以上規模の機関）

（カッコ内はそれぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

### 【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

## Ⅱ. 民間企業における雇用状況

### 1. 一般の民間企業

#### (1) 雇用されている障害者の数及び実雇用率

2. 0%の法定雇用率が適用される一般の民間企業数(50人規模以上の企業)は872企業で、前年に比べ9企業(1.0%)減少したが、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数は146,262.5人で、前年に比べ1,729.0人(1.2%)増加した。

雇用されている障害者の数は2,889.0人となり、前年に比べて152.5人(5.6%)の増加となった。

この結果、実雇用率は前年に比べて0.09ポイント上昇し1.98%となった。

(第1表、第2表)

第1表 一般の民間企業における障害者の雇用状況

(平成28年6月1日現在)

法定雇用率	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
2.0%	企業 872	人 146,262.5	人 610	人 111	人 1,322	人 472	人 2,889.0	人 315.5	% 1.98	企業 473	% 54.2
(2.0%)	( 881 )	( 144,533.5 )	( 573 )	( 126 )	( 1,234 )	( 461 )	( 2,736.5 )	( 302.5 )	( 1.89 )	( 454 )	( 51.5 )

(厚生労働省職業安定局集計)

- 注1. ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
2. ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
3. A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
4. F欄の「うち新規雇用分」は、平成27年6月2日から平成28年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
5. ( )内は平成27年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第2表 一般の民間企業における障害者数及び実雇用率の推移

(各年6月1日現在)

年	① 企業数	② 障害者数		③ 実雇用率		④ 法定雇用率達成企業数		⑤ 全国実雇用率
		人	前年比増減	%	前年比増減	割合	割合	
	企業	人	人	%	ポイント	企業	%	%
平成元年	454	1,100		1.39		192	42.3	1.32
2	465	1,162	62	1.43	0.04	188	40.4	1.32
3	535	1,280	118	1.44	0.01	211	39.4	1.32
4	570	1,379	99	1.48	0.04	237	41.6	1.36
5	579	1,536	157	1.60	0.12	246	42.5	1.41
6	588	1,561	25	1.60	0.00	248	42.2	1.44
7	581	1,601	40	1.64	0.04	249	42.9	1.45
8	570	1,592	△ 9	1.62	△ 0.02	256	44.9	1.47
9	562	1,588	△ 4	1.60	△ 0.02	261	46.4	1.47
10	584	1,563	△ 25	1.54	△ 0.06	247	42.3	1.48
11	681	1,596	33	1.50	△ 0.04	251	36.9	1.49
12	676	1,556	△ 40	1.46	△ 0.04	248	36.7	1.49
13	671	1,583	27	1.49	0.03	257	38.3	1.49
14	662	1,553	△ 30	1.53	0.04	256	38.7	1.47
15	666	1,549	△ 4	1.50	△ 0.03	272	40.8	1.48
16	675	1,612	63	1.52	0.02	290	43.0	1.46
17	694	1,682	70	1.54	0.02	290	41.8	1.49
18	711	1,701.0	19.0	1.52	△ 0.02	298	41.9	1.52
19	702	1,769.5	68.5	1.56	0.04	304	43.3	1.55
20	688	1,827.0	57.5	1.57	0.01	293	42.6	1.59
21	661	1,926.0	99.0	1.65	0.08	292	44.2	1.63
22	666	1,979.0	53.0	1.71	0.06	329	49.4	1.68
23	712	2,131.0	152.0	1.67	△ 0.04	333	46.8	1.65
24	731	2,223.5	92.5	1.70	0.03	347	47.5	1.69
25	831	2,466.5	243.0	1.78	0.08	385	46.3	1.76
26	858	2,592.0	125.5	1.83	0.05	405	47.2	1.82
27	881	2,736.5	144.5	1.89	0.06	454	51.5	1.88
28	872	2,889.0	152.5	1.98	0.09	473	54.2	1.92

(厚生労働省職業安定局集計)

(注)1 雇用率算定対象障害者数は、次に掲げるものをいう。

昭和63年～平成4年	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者
平成5年～平成17年	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者
平成18年～	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者(短時間労働者は0.5カウント)
平成23年～	身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント、短時間労働者は0.5カウント) 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント、短時間労働者は0.5カウント) 重度身体障害者である短時間労働者 重度知的障害者である短時間労働者 精神障害者(短時間労働者は0.5カウント)

2 平成11年から法定雇用率が1.6%から1.8%に引き上げられ、調査対象企業が63人規模以上から56人規模以上企業となった。

3 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等)があった。

4 平成25年から法定雇用率が1.8%から2.0%に引き上げられ、調査対象企業が56人規模以上から50人規模以上企業となった。



## (2) 企業規模別の雇用状況

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は「第3表－③欄」とおり、50～100人未満規模企業、100～200人未満規模企業、300～500人未満規模企業、500～1,000人未満規模企業、1,000人以上規模企業で前年より増加し、200人～300人未満規模企業では前年より減少した。

また、法定雇用率達成企業割合では、100人～200人未満規模企業、200人～300人未満規模企業及び、500～1,000人未満規模企業及び、1,000人以上規模企業で50%以上となった。

(第3表)

第3表 一般の民間企業における規模別障害者の雇用状況

(平成28年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
規模計	企業 872 ( 881 )	人 146,262.5 ( 144,533.5 )	人 610 ( 573 )	人 111 ( 126 )	人 1,322 ( 1,234 )	人 472 ( 461 )	人 2,889.0 ( 2,736.5 )	人 315.5 ( 302.5 )	% 1.98 ( 1.89 )	企業 473 ( 454 )	% 54.2 ( 51.5 )
50～100人未満	企業 433 ( 445 )	人 29,583.0 ( 30,174.0 )	人 85 ( 76 )	人 15 ( 21 )	人 199 ( 193 )	人 96 ( 131 )	人 432.0 ( 431.5 )	人 45.5 ( 74.5 )	% 1.46 ( 1.43 )	企業 207 ( 194 )	% 47.8 ( 43.6 )
100～200人未満	企業 251 ( 253 )	人 31,858.5 ( 31,722.0 )	人 149 ( 137 )	人 30 ( 29 )	人 294 ( 268 )	人 138 ( 116 )	人 691.0 ( 629.0 )	人 74.5 ( 82.0 )	% 2.17 ( 1.98 )	企業 159 ( 152 )	% 63.3 ( 60.1 )
200～300人未満	企業 87 ( 84 )	人 19,046.5 ( 18,618.5 )	人 99 ( 101 )	人 19 ( 26 )	人 193 ( 193 )	人 97 ( 85 )	人 458.5 ( 463.5 )	人 50.0 ( 43.0 )	% 2.41 ( 2.49 )	企業 59 ( 62 )	% 67.8 ( 73.8 )
300～500人未満	企業 52 ( 52 )	人 17,590.0 ( 17,558.5 )	人 65 ( 58 )	人 20 ( 20 )	人 151 ( 145 )	人 32 ( 47 )	人 317.0 ( 304.5 )	人 42.5 ( 29.0 )	% 1.80 ( 1.73 )	企業 20 ( 23 )	% 38.5 ( 44.2 )
500～1,000人未満	企業 33 ( 30 )	人 20,671.5 ( 18,713.5 )	人 90 ( 80 )	人 16 ( 17 )	人 174 ( 148 )	人 53 ( 38 )	人 396.5 ( 344.0 )	人 47.5 ( 34.0 )	% 1.92 ( 1.84 )	企業 17 ( 15 )	% 51.5 ( 50.0 )
1,000人以上	企業 16 ( 17 )	人 27,513.0 ( 27,747.0 )	人 122 ( 121 )	人 11 ( 13 )	人 311 ( 287 )	人 56 ( 44 )	人 594.0 ( 564.0 )	人 55.5 ( 40.0 )	% 2.16 ( 2.03 )	企業 11 ( 8 )	% 68.8 ( 47.1 )

(厚生労働省職業安定局集計)

(注) 第1表と同じ

### (3) 企業規模別における新規雇入れ障害者数の状況

平成27年6月2日から平成28年6月1日までの1年間に、一般の民間企業に新規に雇入れられた障害者数は315.5人となり、前年と比較して13.0人増加した。

(第4表)

第4表 一般の民間における企業規模別新規雇入れ障害者数の状況

区 分	新規雇入れ障害者数	
	人	構成割合 %
50～100人未満	45.5 ( 74.5 )	14.4 ( 24.6 )
100～200人未満	74.5 ( 82.0 )	23.6 ( 27.1 )
200～300人未満	50.0 ( 43.0 )	15.8 ( 14.2 )
300～500人未満	42.5 ( 29.0 )	13.5 ( 9.6 )
500～1,000人未満	47.5 ( 34.0 )	15.1 ( 11.2 )
1,000人以上	55.5 ( 40.0 )	17.6 ( 13.2 )
規 模 計	315.5 ( 302.5 )	100.0 ( 100.0 )

(厚生労働省職業安定局集計)

- (注) 1 新規雇入れ者とは、平成27年6月2日から平成28年6月1日までの1年間に雇入れられ平成28年6月1日現在在職している者である。  
2 下段( )は平成27年6月1日現在の数値である。

#### (4) 産業別の雇用状況

産業別の実雇用率をみると、農・林・漁業(1.45%→1.73%)、建設業(1.58%→1.80%)、製造業(2.11%→2.20%)、運輸・郵便業(1.97%→2.12%)、卸売・小売業(1.48%→1.58%)、不動産・物品賃貸業(1.06%→1.35%)、宿泊・飲食サービス業(1.44%→1.58%)、教育・学習支援業(1.64%→1.65%)、医療・福祉(2.18%→2.19%)、複合サービス事業(1.24%→1.56%)、サービス業(1.66%→1.89%)で前年より上昇した。

一方、情報通信業(1.03%→0.98%)、金融・保険業(1.97%→1.87)、学術研究・専門・技術サービス業(1.23%→1.09%)、生活関連サービス・娯楽業(3.53%→3.31%)で前年より低下した。

(第5表)

第5表 一般の民間企業における産業別障害者の雇用状況

(平成28年6月1日現在)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成 企業の数	⑥ 法定雇用率達成 企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び知的障害者	B. 重度身体障害者及び知的障害者 ある 短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者 並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5				F. うち新規雇用分
産業計	企業 872 (881)	人 146,262.5 (144,533.5)	人 610 (573)	人 111 (126)	人 1,322 (1,234)	人 472 (461)	人 2,889.0 (2,736.5)	人 315.5 (302.5)	% 1.98 (1.89)	企業 473 (454)	% 54.2 (51.5)
農・林・漁業	企業 7 (8)	人 1,097.5 (1,100.0)	人 5 (4)	人 0 (0)	人 9 (8)	人 0 (0)	人 19.0 (16.0)	人 0.0 (0.0)	% 1.73 (1.45)	企業 4 (3)	% 57.1 (37.5)
建設業	38 (39)	3,526.5 (3,409.0)	18 (14)	0 (0)	26 (25)	3 (2)	63.5 (54.0)	13.5 (1.5)	1.80 (1.58)	17 (17)	44.7 (43.6)
製造業	183 (182)	37,087.0 (36,630.5)	195 (192)	13 (17)	400 (361)	28 (19)	817.0 (771.5)	62.0 (56.0)	2.20 (2.11)	114 (106)	62.3 (58.2)
電気・ガス・熱供給・水道業	1 (1)	50.0 (50.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)
情報通信業	20 (19)	2,355.5 (2,335.0)	8 (8)	0 (0)	7 (8)	0 (0)	23.0 (24.0)	4.0 (2.0)	0.98 (1.03)	7 (8)	35.0 (42.1)
運輸・郵便業	52 (54)	7,191.5 (7,260.5)	36 (30)	7 (5)	70 (74)	7 (8)	152.5 (143.0)	16.0 (10.0)	2.12 (1.97)	30 (27)	57.7 (50.0)
卸売・小売業	141 (143)	28,848.0 (27,968.5)	85 (76)	19 (18)	224 (204)	88 (82)	457.0 (415.0)	69.0 (50.0)	1.58 (1.48)	53 (53)	37.6 (37.1)
金融・保険業	10 (9)	5,896.5 (5,897.5)	33 (34)	0 (1)	43 (45)	2 (4)	110.0 (116.0)	3.0 (8.5)	1.87 (1.97)	5 (6)	50.0 (66.7)
不動産・物品賃貸業	7 (6)	926.0 (804.5)	5 (3)	0 (1)	2 (1)	1 (1)	12.5 (8.5)	0.0 (1.0)	1.35 (1.06)	2 (2)	28.6 (33.3)
学術研究・専門・技術サービス業	12 (13)	916.5 (976.5)	3 (3)	0 (0)	4 (6)	0 (0)	10.0 (12.0)	1.0 (0.0)	1.09 (1.23)	5 (6)	41.7 (46.2)
宿泊・飲食サービス業	34 (35)	3,701.0 (3,847.5)	10 (8)	2 (3)	31 (29)	11 (15)	58.5 (55.5)	10.0 (9.0)	1.58 (1.44)	18 (18)	52.9 (51.4)
生活関連サービス・娯楽業	23 (23)	3,246.5 (3,217.5)	18 (20)	2 (1)	63 (65)	13 (15)	107.5 (113.5)	4.0 (1.5)	3.31 (3.53)	13 (10)	56.5 (43.5)
教育・学習支援業	15 (15)	1,908.5 (1,918.5)	8 (8)	0 (0)	15 (15)	1 (1)	31.5 (31.5)	1.0 (6.5)	1.65 (1.64)	8 (9)	53.3 (60.0)
医療・福祉	239 (240)	35,011.5 (34,607.0)	135 (132)	56 (68)	300 (282)	281 (278)	766.5 (753.0)	91.0 (122.5)	2.19 (2.18)	147 (144)	61.5 (60.0)
複合サービス事業	16 (19)	4,173.0 (4,350.0)	15 (11)	0 (0)	34 (31)	2 (2)	65.0 (54.0)	14.0 (9.5)	1.56 (1.24)	6 (8)	37.5 (42.1)
サービス業	74 (75)	10,327.0 (10,161.0)	36 (30)	12 (12)	94 (80)	35 (34)	195.5 (169.0)	27.0 (24.5)	1.89 (1.66)	44 (37)	59.5 (49.3)

(厚生労働省職業安定局集計)

(注) 第1表と同じ

(5) 産業別における新規雇入れ障害者数の状況

平成27年6月2日から平成28年6月1日までの1年間に、新たに雇入れられた障害者数について産業別にみると、建設業、製造業、情報通信業、運輸・郵便業、卸売・小売業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業、複合サービス事業、サービス業で増加している。製造業、卸売・小売業、医療・福祉の3業種で全体の70.4%を占めている。

(第6表)

第6表 一般の民間における産業別新規雇入れ障害者数の状況

区 分	新規雇入れ障害者数	
	人	構成割合 %
農・林・漁業	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )
建設業	13.5 ( 1.5 )	4.3 ( 0.5 )
製造業	62.0 ( 56.0 )	19.7 ( 18.5 )
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )
情報通信業	4.0 ( 2.0 )	1.3 ( 0.7 )
運輸・郵便業	16.0 ( 10.0 )	5.1 ( 3.3 )
卸売・小売業	69.0 ( 50.0 )	21.9 ( 16.5 )
金融・保険業	3.0 ( 8.5 )	1.0 ( 2.8 )
不動産・物品賃貸業	0.0 ( 1.0 )	0.0 ( 0.3 )
学術研究・専門・技術サービス業	1.0 ( 0.0 )	0.3 ( 0.0 )
宿泊・飲食サービス業	10.0 ( 9.0 )	3.2 ( 3.0 )
生活関連サービス・娯楽業	4.0 ( 1.5 )	1.3 ( 0.5 )
教育・学習支援業	1.0 ( 6.5 )	0.3 ( 2.1 )
医療・福祉	91.0 ( 122.5 )	28.8 ( 40.5 )
複合サービス事業	14.0 ( 9.5 )	4.4 ( 3.1 )
サービス業	27.0 ( 24.5 )	8.6 ( 8.1 )
産 業 計	315.5 ( 302.5 )	100.0 ( 100.0 )

(厚生労働省職業安定局集計)

(注)第4表と同じ

2. 特殊法人等における雇用状況

2.3%の法定雇用率が適用される特殊法人等における法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数は2,206.0人、雇用されている障害者の数は51.0人となり、実雇用率は2.31%となった。

(第7表)

第7表 特殊法人等における障害者の雇用状況

法定雇用率	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
2.3%	機関 4	人 2,206.0	人 12	人 4	人 22	人 2	人 51.0	人 6.0	% 2.31	機関 2	% 50.0
(2.3%)	( 4 )	( 2,149.0 )	( 13 )	( 0 )	( 21 )	( 0 )	( 47.0 )	( 7.0 )	( 2.19 )	( 2 )	( 50.0 )

(注)1 下段( )は平成27年6月1日現在の数値である。

### Ⅲ. 地方公共団体における雇用状況

#### 1. 法定雇用率2.3%が適用される機関の状況(県・市町村等の地方公共団体)

地方公共団体のうち、法定雇用率2.3%が適用される行政機関(除外職員を除く職員数43.5人以上の機関)の雇用状況をみると、雇用されている障害者数は405.5人と前年より7.5人増加し、実雇用率は2.09%と前年より0.03ポイント増加した。

(第8表)

#### 2. 法定雇用率2.2%が適用される機関の状況(県教育委員会)

法定雇用率2.2%が適用される機関(除外職員を除く職員数45.5人以上の機関)についてみると、雇用されている障害者数が174.5人と前年より19人増加したが、実用率は1.85%と前年より0.02ポイント低下した。

(第8表)

第8表 地方公共団体における障害者の在職状況

(平成28年6月1日現在)

区分	① 法人数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
法定雇用率2.3%が適用される機関	61 ( 61 )	19,396.0 ( 19,321.5 )	105 ( 100 )	3 ( 3 )	187 ( 191 )	11 ( 8 )	405.5 ( 398.0 )	48.5 ( 32.5 )	2.09 ( 2.06 )	37 ( 36 )	60.7 ( 59.0 )
法定雇用率2.2%が適用される機関	1 ( 1 )	9,432.5 ( 8,314.0 )	39 ( 37 )	1 ( 0 )	94 ( 81 )	3 ( 1 )	174.5 ( 155.5 )	29.5 ( 9.0 )	1.85 ( 1.87 )	0 ( 0 )	0.0 ( 0.0 )

(厚生労働省職業安定局集計)

(注) 1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 以下第1表と同じ

### 3. 機関区別の状況

地方公共団体における雇用状況を機関区別にみると、2.3%の法定雇用率が適用される県の機関は2.35%と前年より0.1ポイント上昇し、市町村等の機関は2.01%と前年より0.01ポイント上昇した。

また、教育委員会は、県の機関(法定雇用率2.2%)と市の機関(法定雇用率2.3%)では法定雇用率が異なるが、県教育委員会の実雇用率は1.85%と前年より0.02ポイント低下し、市教育委員会の実雇用率も2.55%と前年より0.47ポイント低下した。

(第9表)

第9表 地方公共団体における機関区別障害者の在職状況

(平成28年6月1日現在)

区 分	法定雇用率2.3%が適用される機関			法定雇用率2.2%が適用される機関		
	① 法定雇用障害 者の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実 雇 用 率 ②÷①×100	① 法定雇用障害 者の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実 雇 用 率 ②÷①×100
県 の 機 関	人 4,783.0 (4,770.5)	人 112.5 (107.5)	% 2.35 (2.25)	人 9,432.5 (8,314.0)	人 174.5 (155.5)	% 1.85 (1.87)
市 町 村 等 の 機 関 計	人 14,613.0 (14,551.0)	人 293.0 (290.5)	% 2.01 (2.00)			
市町村の首長 部 局	人 10,819.5 (10,826.5)	人 230.5 (224.0)	% 2.13 (2.07)			
市の公営機関	人 2,813.0 (2,731.0)	人 37.5 (36.5)	% 1.33 (1.34)			
市教育委員会	人 980.5 (993.5)	人 25.0 (30.0)	% 2.55 (3.02)			

(注)1 下段( )は平成27年6月1日現在の数値である。

(青森労働局職業安定部集計)

## 平成28年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

### 1 一般の民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数	⑤ 達成割合
民間企業	146,262.5 人	2,889.0 人	1.98 %	473 / 872	54.2 %
	( 144,533.5 人 )	( 2,736.5 人 )	( 1.89 % )	( 454 / 881 )	( 51.5 % )

※〔 〕内は実人員。以下同じ。

### 2 地方公共団体における在職状況

#### (1) 都道府県の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
計	4,783.0 人	112.5 人	2.35 %	2 / 3	66.7 %
	( 4,770.5 人 )	( 107.5 人 )	( 2.25 % )	( 2 / 3 )	( 66.7 % )
都道府県知事部局	3,718.0 人	88.0 人	2.37 %	1 / 1	100.0 %
	( 3,717.0 人 )	( 88.0 人 )	( 2.37 % )	( 1 / 1 )	( 100.0 % )
その他の都道府県機関	1,065.0 人	24.5 人	2.30 %	1 / 2	50.0 %
	( 1,053.5 人 )	( 19.5 人 )	( 1.85 % )	( 1 / 2 )	( 50.0 % )

#### (2) 市町村の機関(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
市町村の首長部局	10,819.5 人	230.5 人	2.13 %	23 / 39	59.0 %
	( 10,826.5 人 )	( 224.0 人 )	( 2.07 % )	( 21 / 39 )	( 53.8 % )
市町村のその他機関	3,793.5 人	62.5 人	1.65 %	12 / 19	63.2 %
	( 3,724.5 人 )	( 66.5 人 )	( 1.79 % )	( 13 / 19 )	( 68.4 % )

#### (3) 法定雇用率2.2%が適用される都道府県等の教育委員会(法定雇用率2.2%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数	⑤ 達成割合
都道府県教育委員会	9,432.5 人	174.5 人	1.85 %	0 / 1	0.0 %
	( 8,314.0 人 )	( 155.5 人 )	( 1.87 % )	( 0 / 1 )	( 0.0 % )

### 3 特殊法人等における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成法人の数	⑤ 達成割合
計	2,206.0 人	51.0 人 〔 40 人〕	2.31 %	2 / 4	50.0 %
	( 2,149.0 人)	( 47.0 人)	( 2.19 %)	( 2 / 4 )	( 50.0 %)
独立行政法人等	1,781.5 人	43.5 人 〔 33 人〕	2.44 %	1 / 1	100.0 %
	( 1,737.5 人)	( 43.0 人)	( 2.47 %)	( 1 / 1 )	( 100.0 %)
地方独立行政法人等	424.5 人	7.5 人 〔 7 人〕	1.77 %	1 / 3	33.3 %
	( 411.5 人)	( 4.0 人)	( 0.97 %)	( 1 / 3 )	( 33.3 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、短時間労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1カウントとしている。  
また、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.2%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 下段（ ）内は、平成27年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。
- 6 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号から第10号までの法人を指す。



# 1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

## (1) 概況

### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5				F. うち新規雇用分
民間企業	企業 <b>872</b> ( 881 )	人 <b>146,262.5</b> ( 144,533.5 )	人 <b>610</b> ( 573 )	人 <b>111</b> ( 126 )	人 <b>1,322</b> ( 1,234 )	人 <b>472</b> ( 461 )	人 <b>2,889.0</b> ( 2,736.5 )	人 <b>315.5</b> ( 302.5 )	% <b>1.98</b> ( 1.89 )	企業 <b>473</b> ( 454 )	% <b>54.2</b> ( 51.5 )

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
民間企業	人 <b>2,889.0</b> ( 2,736.5 )	人 <b>552</b> ( 515 )	人 <b>67</b> ( 83 )	人 <b>717</b> ( 693 )	人 <b>113</b> ( 104 )	人 <b>1,944.5</b> ( 1,858.0 )	人 <b>181.0</b> ( 161.0 )	人 <b>58</b> ( 58 )	人 <b>44</b> ( 43 )	人 <b>461</b> ( 437 )	人 <b>225</b> ( 221 )	人 <b>733.5</b> ( 706.5 )	人 <b>73.0</b> ( 91.0 )	人 <b>144</b> ( 104 )	人 <b>134</b> ( 136 )	人 <b>211.0</b> ( 172.0 )	人 <b>61.5</b> ( 50.5 )

#### [1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 F欄の「うち新規雇用分」は、平成27年6月2日から平成28年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ( )内は平成27年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

#### [1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa,c欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のb,d欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ②③④f欄の「うち新規雇用分」は、平成27年6月2日から平成28年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 6 ( )内は平成27年6月1日現在の数値である。  
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

## (2) 企業規模別の雇用状況

### ① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者	E. 計 A×2+B+C+D×0.5	F. うち新規雇用分			
規模計	企業 872 ( 881 )	146,262.5 ( 144,533.5 )	610 ( 573 )	111 ( 126 )	1,322 ( 1,234 )	472 ( 461 )	2,889.0 ( 2,736.5 )	315.5 ( 302.5 )	1.98 ( 1.89 )	473 ( 454 )	54.2 ( 51.5 )
50～100人未満	企業 433 ( 445 )	29,583.0 ( 30,174.0 )	85 ( 76 )	15 ( 21 )	199 ( 193 )	96 ( 131 )	432.0 ( 431.5 )	45.5 ( 74.5 )	1.46 ( 1.43 )	207 ( 194 )	47.8 ( 43.6 )
100～200人未満	251 ( 253 )	31,858.5 ( 31,722.0 )	149 ( 137 )	30 ( 29 )	294 ( 268 )	138 ( 116 )	691.0 ( 629.0 )	74.5 ( 82.0 )	2.17 ( 1.98 )	159 ( 152 )	63.3 ( 60.1 )
200～300人未満	87 ( 84 )	19,046.5 ( 18,618.5 )	99 ( 101 )	19 ( 26 )	193 ( 193 )	97 ( 85 )	458.5 ( 463.5 )	50.0 ( 43.0 )	2.41 ( 2.49 )	59 ( 62 )	67.8 ( 73.8 )
300～500人未満	52 ( 52 )	17,590.0 ( 17,558.5 )	65 ( 58 )	20 ( 20 )	151 ( 145 )	32 ( 47 )	317.0 ( 304.5 )	42.5 ( 29.0 )	1.80 ( 1.73 )	20 ( 23 )	38.5 ( 44.2 )
500～1,000人未満	33 ( 30 )	20,671.5 ( 18,713.5 )	90 ( 80 )	16 ( 17 )	174 ( 148 )	53 ( 38 )	396.5 ( 344.0 )	47.5 ( 34.0 )	1.92 ( 1.84 )	17 ( 15 )	51.5 ( 50.0 )
1,000人以上	16 ( 17 )	27,513.0 ( 27,747.0 )	122 ( 121 )	11 ( 13 )	311 ( 287 )	56 ( 44 )	594.0 ( 564.0 )	55.5 ( 40.0 )	2.16 ( 2.03 )	11 ( 8 )	68.8 ( 47.1 )

注 1(1)①の表と同じ

### ② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者	b. 重度身体障害者である短時間労働者	c. 重度以外の身体障害者	d. 重度以外の身体障害者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	a. 重度知的障害者	b. 重度知的障害者である短時間労働者	c. 重度以外の知的障害者	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者	e. 計 a×2+b+c+d ×0.5	f. うち新規雇用分	c. 精神障害者	d. 精神障害者である短時間労働者	e. 計 c+d×0.5	f. うち新規雇用分
規模計	2,889.0 ( 2,736.5 )	552 ( 515 )	67 ( 83 )	717 ( 693 )	113 ( 104 )	1,944.5 ( 1,858.0 )	181.0 ( 161.0 )	58 ( 58 )	44 ( 43 )	461 ( 437 )	225 ( 221 )	733.5 ( 706.5 )	73.0 ( 91.0 )	144 ( 104 )	134 ( 136 )	211.0 ( 172.0 )	61.5 ( 50.5 )
50～100人未満	432.0 ( 431.5 )	76 ( 69 )	13 ( 19 )	129 ( 123 )	20 ( 27 )	304.0 ( 293.5 )		9 ( 7 )	2 ( 2 )	56 ( 57 )	38 ( 50 )	95.0 ( 98.0 )		14 ( 13 )	38 ( 54 )	33.0 ( 40.0 )	
100～200人未満	691.0 ( 629.0 )	132 ( 116 )	26 ( 26 )	170 ( 160 )	38 ( 29 )	479.0 ( 432.5 )		17 ( 21 )	4 ( 3 )	85 ( 84 )	64 ( 59 )	155.0 ( 158.5 )		39 ( 24 )	36 ( 28 )	57.0 ( 38.0 )	
200～300人未満	458.5 ( 463.5 )	89 ( 91 )	6 ( 12 )	101 ( 107 )	14 ( 14 )	292.0 ( 308.0 )		10 ( 10 )	13 ( 14 )	74 ( 66 )	59 ( 53 )	136.5 ( 126.5 )		18 ( 20 )	24 ( 18 )	30.0 ( 29.0 )	
300～500人未満	317.0 ( 304.5 )	62 ( 55 )	8 ( 6 )	95 ( 94 )	5 ( 8 )	229.5 ( 214.0 )		3 ( 3 )	12 ( 14 )	43 ( 41 )	13 ( 24 )	67.5 ( 73.0 )		13 ( 10 )	14 ( 15 )	20.0 ( 17.5 )	
500～1,000人未満	396.5 ( 344.0 )	80 ( 73 )	7 ( 10 )	87 ( 77 )	20 ( 13 )	264.0 ( 239.5 )		10 ( 7 )	9 ( 7 )	61 ( 53 )	25 ( 15 )	102.5 ( 81.5 )		26 ( 18 )	8 ( 10 )	30.0 ( 23.0 )	
1,000人以上	594.0 ( 564.0 )	113 ( 111 )	7 ( 10 )	135 ( 132 )	16 ( 13 )	376.0 ( 370.5 )		9 ( 10 )	4 ( 3 )	142 ( 136 )	26 ( 20 )	177.0 ( 169.0 )		34 ( 19 )	14 ( 11 )	41.0 ( 24.5 )	

注 1(1)②の表と同じ

**(3) 障害者法定雇用率未達成企業の規模別不足状況**

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数							③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上50人以下	
規模計	<b>399</b> (100.0%)	<b>300</b> (75.2%)	<b>63</b> (15.8%)	<b>19</b> (4.8%)	<b>11</b> (2.8%)	<b>6</b> (1.5%)	— —	— —	<b>265</b> (66.4%)
50～100人未満	<b>226</b> (100.0%)	<b>226</b> (100.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	— —	<b>219</b> (96.9%)
100～200人未満	<b>92</b> (100.0%)	<b>50</b> (54.3%)	<b>38</b> (41.3%)	<b>4</b> (4.3%)	— —	— —	— —	— —	<b>44</b> (47.8%)
200～300人未満	<b>28</b> (100.0%)	<b>12</b> (42.9%)	<b>9</b> (32.1%)	<b>3</b> (10.7%)	<b>3</b> (10.7%)	<b>1</b> (3.6%)	— —	— —	<b>2</b> (7.1%)
300～500人未満	<b>32</b> (100.0%)	<b>9</b> (28.1%)	<b>10</b> (31.3%)	<b>9</b> (28.1%)	<b>4</b> (12.5%)	— —	— —	— —	<b>0</b> (0.0%)
500～1,000人未満	<b>16</b> (100.0%)	<b>2</b> (12.5%)	<b>5</b> (31.3%)	<b>2</b> (12.5%)	<b>3</b> (18.8%)	<b>4</b> (25.0%)	— —	— —	<b>0</b> (0.0%)
1,000人以上	<b>5</b> (100.0%)	<b>1</b> (20.0%)	<b>1</b> (20.0%)	<b>1</b> (20.0%)	<b>1</b> (20.0%)	<b>1</b> (20.0%)	— —	— —	<b>0</b> (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。















